

# 【年末年始】町有施設の休館・休業のお知らせ

年末年始の町有施設・各種業務は、次の通りお休みいたします（通常休館・休業日を含みます）。  
○＝開庁・開館・営業・運行、△＝営業時間変更、×＝閉庁・休館・休業・運休

施設・業務	令和元年 12月					令和2年 1月					
	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
役場庁舎	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
さんさん館	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
中央公民館	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×
農トレ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×
町民会館	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×
児童館	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○
公衆浴場	○	○	○	×	△	×	×	×	○	○	×
※12月31日（火）は正午から午後4時まで営業。											
木材工芸館キノス	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
ネイチャーセンター	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○
施設・業務	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
道の駅あいおい	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×
まちバス	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×	○
※予約運行（相生線は一部予約無しで乗車できます）。まちバス直通電話 ☎76-2166											
ごみ収集	通常通り		×	通常通り	×	×	×	×	×	×	通常通り
生ごみ直接搬入	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
一般廃棄物処分場・リサイクルセンター	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○
クリーンセンター	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○
水道業務	水道凍結は直接業者にお申し出ください。年末年始は次の業者が担当します。			(株)四ツ輪工業 ☎73-3673		×	(株)清水建設 ☎090-5981-8432		※1月1日は業者も休みとなります。		

## 大人の社交場に潜入！ 津別町の夜のお店特集！

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください

忘年会シーズン真っただ中の津別町の夜のお店に突撃取材！ 歴史を感じさせる落ち着いたスナックでママの話を聞きました。さらにハシゴをしたお店では衝撃の光景が!! 津別町のオアシス、大人の社交場をご紹介します。



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信（月1回）することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ（映像看板）」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

職員がレポートに挑戦  
《取材希望企業・飲食店・生産者募集! 詳しくは役場住民企画課まで》  
問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎76-2151（内線216）



## マイナンバーカードはお持ちですか？

マイナンバーカードは身分証明書として使えるほか、インターネット（e-Tax）や一部民間企業のオンライン契約でも利用することができます。

詳しくは下記担当へお問い合わせください。

### 問い合わせ先

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- ・津別町役場 戸籍年金係 ☎76-2151（内線223）

## 陸・海・空自衛隊 令和元年度自衛官等募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生（男女）	18歳以上 33歳未満	年間を通じて行っています。	①令和2年1月27日(月)～31日(金) (内1日)帯広 ②令和2年2月15日(土)美幌、釧路 16日(日)帯広 ③令和2年3月2日(月)～6日(金) (内1日)帯広

詳細 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎0157-23-6826  
募集コールセンター(受付時間 12時～20時)  
フリーダイヤル ☎0120-063-792

## 令和2年度調停等手続説明会

北見簡易裁判所主催の調停等手続説明会が、次の日程により美幌町で実施されます。本説明会は予約制となっておりますので、参加希望者は説明会の1週間前の午後5時までに電話予約をして下さい。

実施予定日		
※2月18日(火)	4月21日(火)	6月16日(火)
8月18日(火)	10月20日(火)	12月15日(火)
担当者は北見簡易裁判所裁判所書記官		

### 場所

美幌町役場 庁舎相談室  
(美幌町字東2条北2丁目25番地)  
※2月18日のみ、美幌町保健福祉総合センター  
しゃきっとプラザ相談室(東3北2)で実施。

### 時間

電話予約により指定された午後1時から3時までの時間

### 予約方法

実施予定日の1週間前までに北見簡易裁判所に電話で予約する。  
☎0157-24-8431（内線211）

## 介護保険の認定者も障がい者控除を受けられます

### 障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

### 障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険係へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者控除対象者	知的障がい者（軽度・中度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者（3級～6級）に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「A」に該当する
特別障がい者控除対象者	知的障がい者（重度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
	身体障がい者（1級・2級）に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B」及び「C」に該当する

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険係⑬番窓口 ☎76-2151（内線230）